



補助制度をご利用ください

6 太陽光発電システム設置 環境政策課 0276-47-1953

- **対象:**市内の居住・所有する住宅へ太陽光発電システム(2kW以上)を設置し、平成31年4月1日～令和2年3月31日に売電を開始した、市内に住民登録がある人(市税の滞納が無いこと)
- **支給額(太田市金券):**3万円
- **申し込み:**6月8日(月)～9月30日(水)に環境政策課(市役所5階)や市HPにある申請書に必要書類を添えて直接、同課へ

※既に市の報奨金・奨励金を支給されたシステムの増設・入れ替えは対象外です。

7 介護保険住宅改修費 介護サービス課 0276-47-1939

- **対象:**要介護や要支援認定を受けた人(介護保険料を完納)の住所地で行う改修
- **対象工事:**手すりの取り付けや段差の解消、床材の交換、引き戸などへの変更、洋式便器への交換など
※単に古くなった・壊れたなどでの改修工事は対象外です。
- **給付額:**20万円以内
※対象者の前年の所得により9割または8割、7割を給付します。
※既に限度額分の給付を受けている人は対象外です。
- **申し込み:**事前にケアマネジャーなどに相談して申請書に必要書類を添えて、介護サービス課(市役所1階)へ

8 身体障がい者(児)住宅改修 障がい福祉課 0276-47-1929

いずれも申請書に必要書類を添えて、障がい福祉課(市役所1階)へ申し込んでください。
※令和3年3月31日までに完了できる工事が対象です。
※介護保険対象者は介護の制度が優先となります。

重度身体障害者(児)住宅改造

- **対象:**1・2級の上肢・下肢・体幹機能障がい・下肢と体幹の重複障害または1級の視覚障がいの身体障害者手帳を持っている人(障がいの等級は個別判定)
- **対象工事:**浴室、便所、玄関、台所などの障がい者に適する改修(新築・増築は対象外)
- **補助率:**改造経費の6分の5以内
- **補助金額:**50万円以内(1人1回まで)

居室生活動作補助用具住宅改修費

- **対象:**1～3級の下肢・体幹機能・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の身体障害者手帳を持っている人
※障がいの等級は下肢・体幹がある場合は総合等級で判定します。
- **対象工事:**手すりの取り付けや床段差の解消、滑り防止・移動円滑化の床材変更、洋式便器などへの交換などの障がい者に適する改修(新築・増築は対象外)
※特殊便器への交換は上肢障害2級以上や、療育手帳重度または最重度で、排便後の処理が困難な人が対象です。
- **補助金額:**20万円以内(1人1回まで)
※所得により1割の自己負担があります。

9 耐震診断と耐震改修・建て替え、ブロック塀などの撤去 建築指導課 0276-47-1837

耐震診断(市で契約した診断者を派遣)

- **対象:**昭和56年5月31日以前に着工の戸建て木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有し、居住しているまたは居住予定の人
- **費用負担:**1000円(派遣者の交通費)
※建物の図面が無い場合は追加調査費1万円が必要です。
- **募集戸数:**先着50戸
- **申し込み:**6月1日(月)～12月23日(水)に直接、建築指導課(市役所7階)へ

耐震改修・建て替え

- **対象:**耐震診断の結果「倒壊する恐れがある、または高い」と診断された、昭和56年5月31日以前に着工の戸建て木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有し、耐震改修後に居住する人
- **補助金額:**全部改修=費用の5分の4(上限100万円)
部分改修、耐震シェルターなどの設置=費用の2分の1(上限60万円)
建て替えに伴う除却=費用の2分の1(上限50万円)
- **申し込み:**6月1日(月)～10月30日(金)に直接、建築指導課(市役所7階)へ
※予算が無くなり次第終了します。

ブロック塀などの撤去

- **対象:**建築基準法42条に規定する道路に沿った、高さ1.2m、長さ1mを超えるブロック塀で、調査の結果、倒壊の恐れが高いと判断された物
- **補助金額:**費用の3分の2以内(上限5万円)
- **申し込み:**8月3日(月)～12月23日(水)に直接、建築指導課(市役所7階)へ
※予算が無くなり次第終了します。

10 浄化槽設置整備事業補助金 下水道課 0276-47-1921

予算の範囲内で補助金を交付します。申請書に必要な書類を添えて、下水道課(市役所8階)へ申し込み。

新規設置

- **対象:**自ら合併浄化槽を設置する住宅など
- **補助金額:**5人槽=12万3000円
7人槽=15万9000円
10人槽=21万1000円

転換設置(①エコ補助金、②宅内配管補助金)

- **補助金額:**5人槽=34万6000円
(①②共通)7人槽=41万8000円
10人槽=52万3000円

①エコ補助金

- **対象:**建て替えなどでくみ取りや単独浄化槽を適正に処分して合併浄化槽に転換
※令和2年度は「浄化槽エコ補助金(10万円)」がそれぞれ加算されます。

②宅内配管補助金

- **対象:**既存住宅で単独浄化槽を適正に処分して合併浄化槽に転換
※宅内配管工事について最大30万円が加算されます。

公共下水道事業計画区域内の設置

- **補助金額:**5人槽=8万2000円
7人槽=10万6000円
10人槽=14万1000円
※合併浄化槽から合併浄化槽の入れ替えで過去10年間に補助を受けている場合は、原則補助が受けられません。

11 空き家などの除却 まちづくり推進課 0276-47-1843

- **対象:**市内にある個人所有の建築物で、おおむね1年以上居住その他の使用がない戸建て住宅・長屋
※公共事業の補償対象やその他の補助金の交付を受けている場合は対象外です。
※その他の条件は市HPをご覧ください。
- **補助金額:**費用の2分の1以内(50万円以内)
- **申し込み:**4月13日(月)～9月30日(水)に直接、まちづくり推進課(市役所7階)へ
※予算が無くなり次第終了します。